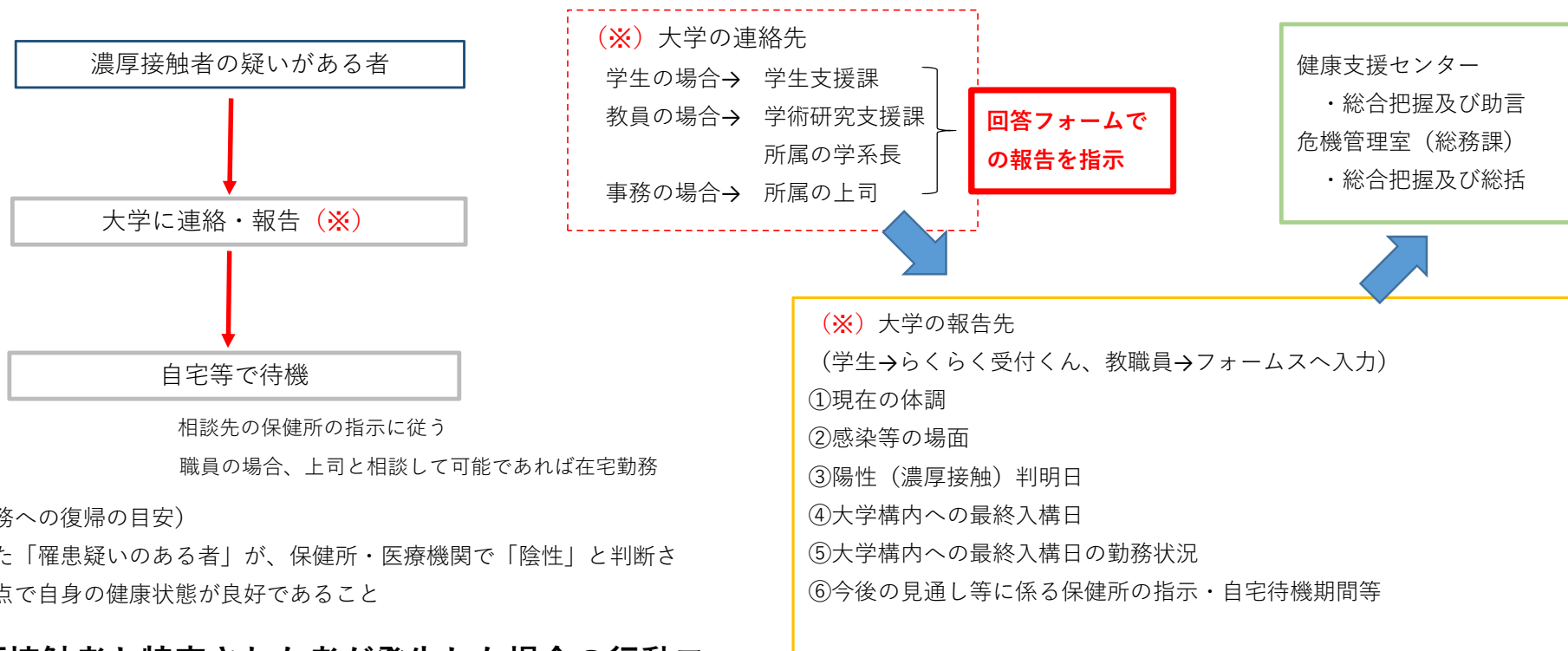


1. 濃厚接触の疑いのある者が発生した場合の行動フロー

- * 「濃厚接触者」とは、罹患者の感染可能期間（発病した2日前以降）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者
- ・ 罹患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに罹患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 罹患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、罹患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）



2. 濃厚接触者と特定された者が発生した場合の行動フロー

保健所から濃厚接触者として特定された者は、保健所の指示に従い自宅待機

→ 大学に連絡・報告 (※)

3. 罹患者の疑いがある者が発生した場合の行動フロー

罹患者の疑いがある者は、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関（かかりつけ医等を持たない場合や相談する医療機関に迷う場合は受診・相談センターまたは電話相談体制を整備した医療機関）へ電話で相談し、指示に従う

→ 大学に連絡・報告 (※)